

## 公 募

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立阿蘇青少年交流の家において、下記のことについて、公募を実施します。

### 記

1. 公募に付する事項 国立阿蘇青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務一式
2. 競争参加資格 (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条に該当しない者であること。  
(2) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。  
(3) 国または地方公共団体等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3. 仕様書の交付方法 本公告の日から独立行政法人国立青少年教育振興機構国立阿蘇青少年交流の家事業支援室管理担当にて交付する。
4. 企画提案書の提出方法等 (1) 提出方法：提出期限までに、5部を下記の担当する組織宛に郵送又は持参すること。  
(2) 提出期限：平成31年2月21日（木） 17時必着  
(3) 提出先：国立阿蘇青少年交流の家支援室管理担当
5. 説明会の開催 (1) 開催日時：平成31年2月8日（金） 14時  
(2) 開催場所：国立阿蘇青少年交流の家 本館1階会議室
6. 選定方法等 別に定めた審査基準及び公募要領等に基づき、選定委員会において行う。
7. 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
名称 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立阿蘇青少年交流の家支援室管理担当  
所在地 郵便番号 〒869-2692 熊本県阿蘇市一の宮町宮地6029-1  
電話番号 0967-22-0854
8. その他 本件に関するその他必要事項については、公募要領によるものとする。

平成31年 1月29日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立阿蘇青少年交流の家  
所長 岩倉 公男



## 清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式に関する公募要領

件 名：国立阿蘇青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

### 1. 設置要領

受託者は、公募をする独立行政法人国立青少年教育振興機構国立阿蘇青少年交流の家の施設内に自動販売機を設置し、清涼飲料水等の提供及び管理を行うものとする。

### 2. 自動販売機の設置場所及び利用者月別数 別紙のとおり

### 3. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条に該当しない者であること。
- (2) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国または地方公共団体等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

### 4. 企画提案書の提出方法等

#### (1) 企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

〒869-2692 熊本県阿蘇市一の宮町宮地6029-1

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立阿蘇青少年交流の家 事業支援室管理担当

TEL 0967-22-0854

FAX 0967-22-0910

E-mail aso-kanri@niye.go.jp

#### (2) 企画提案書の提出方法

- ①用紙サイズをA4判、横書きとし、件名と企画提案者名を記述のうえ5部（本紙1部、写し4部）提出すること。
- ②提出方法は、郵送又は持参することとする。
- ③郵送の場合は、簡易書留、宅配便等で送付すること。
- ④企画提案書を提出する際には、件名、組織の代表者名、連絡担当者の所属、氏名、電話番号を表紙に明記すること。

#### (3) 提出書類

##### ①企画提案書（様式任意）

##### ②企画提案による資料（カタログ等）

＜企画提案書に盛り込むべき内容＞

- ・仕様書（Ⅵ設置条件及びⅦ経費等の負担）に基づき提案を行うこと。
- ・「自動販売機設置の流れ」のフロー図（設置方法と設置に伴う実施日程などが分かるよう、図面などを用いて記述すること。）で提示すること。
- ・清涼飲料水等の提供する内容が分かる資料を提示すること。
- ・利用者数に対する適正な設置台数及び設置箇所を記述すること。
- ・売上見込に対する提案台数毎の販売手数料の1ヶ月分の内訳を記述すること。

- ・ 1台当たりの想定される年間の消費見込電力量と季節に応じた月毎の内訳・根拠を記述すること。
- ・ その他、本業務の実施に必要な事項、内容、方法等があれば記述すること。
- ・ 参考見積書（飲料水等の品名と価格の内訳を記述すること。）

#### (4) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：平成31年2月21日（木） 17時必着

提出先：上記(I)に示す場所。

#### (5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

### 5. 選定方法等

#### (1) 選定方法

業者選定委員会において、提出された企画提案書等にて書類選考を実施する。

#### (2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

#### (3) 選定結果の通知

平成31年3月11日（月）予定にすべての企画提案者に選定結果を通知する。

### 6. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書等の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

### 7. スケジュール

(1) 公募開始：平成31年1月29日（火）

(2) 公募締切：平成31年2月21日（木）

(3) 業者決定：平成31年3月6日（水） 予定

(4) 契約期間：平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。但し、契約期間満了の日の3ヵ月前までに甲又は乙が契約期間を更新しない旨の意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとし、以後も同様とする。（最大3年以内とする。）

### 8. その他

業務実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

仕 様 書

I 件 名

国立阿蘇青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

II 予定利用者数（年間）

100,000人（月別数の内訳は別紙のとおり）

III 現在の機種区分、設置台数及び設置図面

別紙のとおり

IV 履行場所

所在地： 熊本県阿蘇市一の宮町宮地6029-1

施設名： 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立阿蘇青少年交流の家

V 契約期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。但し、契約期間満了の日の3ヵ月前までに甲又は乙が契約期間を更新しない旨の意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとし、以後も同様とする。（最大3年以内とする。）

VI 設置条件

(1) 商品について

- ①清涼飲料水等の選定については、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）協議のうえ決めるものとする。
- ②商品の補充は定期的に行い、欠品にならないように配慮するものとする。
- ③空き缶等の回収は回収容器が溢れることないよう定期的に行い、空き缶等再資源化に努めるものとする。
- ④空き缶等の最終処理まで責任を持つものとする。

(2) 自動販売機の保守対応

- ①故障等の対応については、乙が行うものとする。
- ②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先を表記するものとする。
- ③施設の利用者等は、主に青少年を対象としていることから、苦情等の問合せについては、適切、迅速かつ誠意ある対応を行い、トラブルの無いようにするものとする。

(3) 自動販売機について

- ①環境に配慮した自動販売機とする。
- ②消費電力が小さいものとする。
- ③転倒防止等の措置を行うものとする。

(4) 清涼飲料水等の料金

料金設定については、通常販売価格を上限とする。

(5) 手数料

- ①清涼飲料水等の販売に当たり、基本手数料及び販売手数料を甲に納めるものとする。
- ②基本手数料については、提案自動販売機全台数の1ヶ月分当たり消費電力量に電気料金単価(1kw当たり16円)を乗じたものに見合った額を基本手数料とする。
- ③販売手数料については、売上に対する料率の提案をするものとする。

(6) 自動販売機のデザイン

青少年施設に相応しいデザインや色合いとすること。

(7) 売上報告

乙は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに甲に報告するものとする。

(8) その他

- ①設置台数・設置場所については、別紙のとおりとする。ただし、夏季において利用者等要望がある場合は増設を依頼するものとする。
- ②清涼飲料水自販機には、9月末までに暖かい飲料水を補充することとする。
- ③アイシング用の氷の販売・提供について、具体案等を提案することとする。
- ④牛乳の販売・提供について、具体案等を提案することとする。
- ⑤カップ麺やお菓子等の販売・提供について、具体案等を提案することとする。
- ⑥その他必要と思われるものについて、提案するものとする。

VII 経費等の負担

(1) 甲の経費負担は、原則、次のとおりとする(なお、乙が経費負担を行なう提案した場合はこの限りでない。)

- ① 設置に必要な電源設備。
- ② その他設置に必要となるもの。

(2) 乙の経費負担は、次のとおりとする。

- ① 自動販売機の設置及び撤去に伴う経費
- ② その他乙が負担すべき経費

} 実費負担のため提案不要

VIII その他

- ① 乙は、契約の終了等により国立阿蘇青少年交流の家から撤退する場合は、原状回復するものとする。

なお、契約期間中に乙が新規設置した施設・設備等の所属、処分等の取扱いについては甲・乙協議の上決定するものとする。

- ② この仕様書に定めのない事項、あるいは、その解釈について疑義が生じた事項については、その都度、甲・乙協議の上定めるものとする。

清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務契約書（案）

件名 国立阿蘇青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式  
金額 別紙、自動販売機設置内訳のとおり

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立阿蘇青少年交流の家所長（以下「甲」という。）は、（受注者）（以下「乙」という。）との間において、上記の件について、上記金額で次の条項によって提供委託業務を結ぶものとする。

（設置条項）

- 第1条 甲は、甲の管理する別紙の設置場所に乙が自動販売機を設置し飲料等の販売を行う業務を委託するものとする。
- 2 自動販売機設置内訳は、甲、乙間で協議の上これを書面により変更することができるものとする。

（自動販売機の管理）

- 第2条 乙は、定期的にルートセールスを派遣して、自動販売機の衛生管理、中身商品の補充等を行うものとする。
- 2 清涼飲料水等の欠品が出た場合には、甲の申し出により速やかに対応するものとする。

（自動販売機の損壊等）

- 第3条 甲は、自動販売機の損壊、盗難事故、運転の不円滑、その他異常を発見した時は遅延なくこれを乙に通知するものとする。
- 2 前項の通知があった場合その他自動販売機に故障ある場合は、乙は速やかに修理等を行うものとする。

（契約期間）

- 第4条 本契約の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。但し、契約期間満了の日の3ヵ月前までに甲又は乙が契約期間を更新しない旨の意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとし、以後も同様とする。（最大3年以内とする。）

（契約の解除）

- 第5条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができる。
- （イ）乙が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- （ロ）この契約の履行について、乙に不正・不当な行為があったとき。
- （ハ）乙がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
- （ニ）前号のほか、乙がこの契約に違反したとき。
- （ホ）甲の都合により契約の解除の必要があるとき。
- 2 乙は、本契約の有効期間中に商品の販売数量が著しく少ない場合等、本契約を継続することが困難な理由が発生したときには、解除することができる。
- 3 前項により契約を解除する場合において、（ホ）が生じたときは、甲は乙に対して契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヵ月前までに乙に通知し、解除できるものとするが、（イ）から（ニ）については、書面をもって通告することによって解除するものとする。なお、乙の解除については、1ヶ月前に通知し、甲、乙協議の上その承諾を得て、本契約を解除することができる。

(電気料及び不動産貸付料)

第6条 甲は、乙に自動販売機設置に伴う電気料及び不動産貸付料を無償とする。

(売上金)

第7条 自動販売機による売上金は、乙に帰属する。

(売上報告)

第8条 乙は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに甲に報告するものとする。

(手数料の振込)

第9条 乙は、手数料を四半期毎に取りまとめ、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の指定する口座に請求月の翌月20日迄に取りまとめて振り込み、振込明細を機構本部に送付するものとする。

(手数料)

第10条 清涼飲料水等の販売数量が著しく増減及びその他の事由が生じた場合には、甲、乙協議の上、手数料を改定することができるものとする。

(一般的約定)

第11条 この契約の一般的約定事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則によるほか、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

(協議)

第12条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成31年3月〇〇日

甲 住 所 熊本県阿蘇市一の宮町宮地6029-1  
氏 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立阿蘇青少年交流の家  
所 長 岩 倉 公 男

乙 住 所  
氏 名

自動販売機設置内訳

基本手数料 1ヶ月当たり ○○○○○円

No.	機種区分	設置場所	販売価格 (円)	販売手数料 (%)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※機種区分

(ア)	カップ式コーヒー機
(イ)	カップ式コーヒー&ジュース機
(ウ)	缶&ペット機
(エ)	牛乳等パック機
(オ)	カップめん機
(カ)	小型ビン飲料機
(キ)	ペット専用機
(ク)	アルコール類機
(ケ)	アイスクリーム機
(コ)	パン機

<留意点>

機種区分については、各地方施設の実情に応じて区分を加除願います。



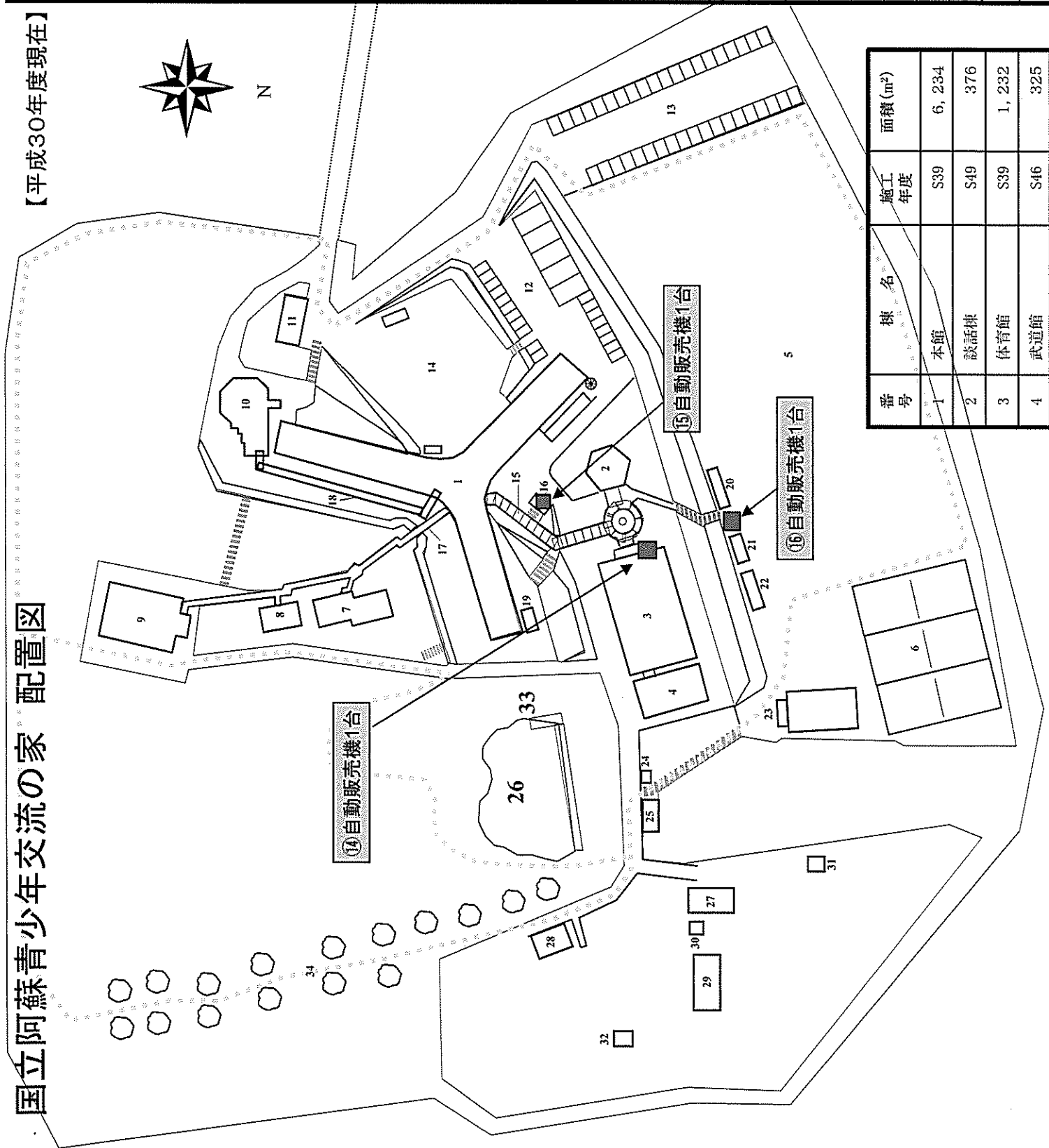
現設置場所

No.	機種区分	台数	設置場所
①	缶&ペット機&小型ビン機	1	本館1階(浴室前)
②	缶&ペット機&小型ビン機	1	本館1階(浴室前)
③	缶&ペット機&小型ビン機	1	本館2階(売店前)
④	缶&ペット機&小型ビン機	1	本館2階(売店前)
⑤	缶&ペット機&小型ビン機	1	本館2階(洗濯・乾燥室)
⑥	缶&ペット機&小型ビン機	1	本館2階(本館から体育館への渡り廊下前)
⑦	缶&ペット機&小型ビン機	1	本館2階(本館から体育館への渡り廊下前)
⑧	アイス	1	本館2階売店前)
⑨	缶&ペット機&小型ビン機	1	本館3階(A棟入口)
⑩	缶&ペット機&小型ビン機	1	本館3階(A棟入口)
⑪	缶&ペット機&小型ビン機	1	本館3階(B棟入口)
⑫	缶&ペット機&小型ビン機	1	本館3階(B棟入口)
⑬	アイス	1	本館3階(A棟入口)
⑭	缶&ペット機&小型ビン機	1	体育館前
⑮	缶&ペット機&小型ビン機	1	喫煙所内
⑯	缶&ペット機	1	グラウンド
	合計	16	

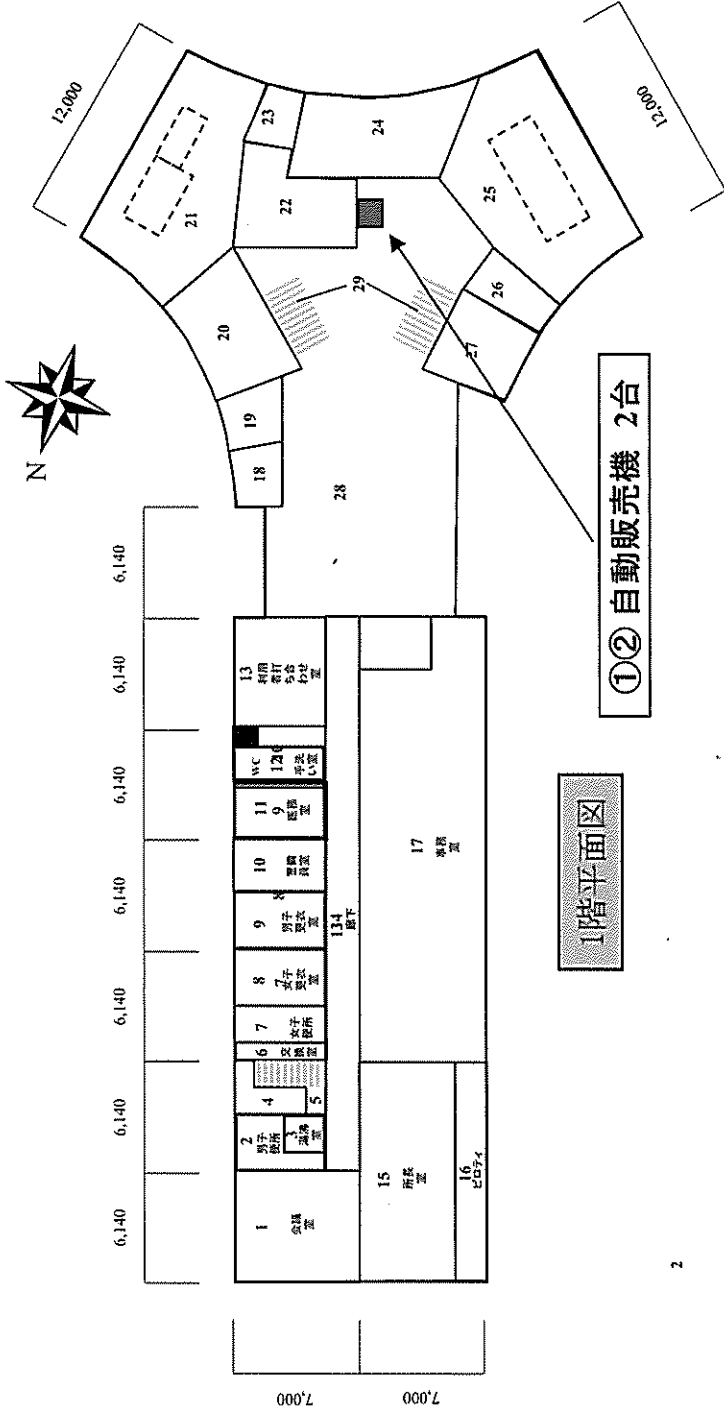
# 国立阿蘇青少年交流の家 配置図

【平成30年度現在】

番号	棟名	施工年度	面積(m <sup>2</sup> )
5	グラウンド		15,580
6	テニスコート		
7	特別研修棟	S45	388
8	講師宿泊棟	S47	300
9	講堂	S41	672
10	レストラン「きらら」	H14	827
11	サリエンデーション室	S41	152
12	第一駐車場		
13	第二駐車場		
14	わどいの広場		
15	2階渡り廊下	H8	175
16	吸烟所	H17	
17	3階渡り廊下	S45	312
18	食堂渡り廊下	H14	137
19	プロパン庫	H8	5
20	グラウンド洗い場	H12	72
21	体育用具倉庫	S41	44
22	特殊車両庫	S50	108
23	汚水処理管理室	S51	30
24	焼却炉	S45	3
25	工作室	S46	58
26	貯水池		
27	キャンプ管理棟	S44	105
28	新キャンプ管理棟	H14	300
29	野外炊飯場	H9	172
30	プロパン庫	H9	5
31	便所	S43	19
32	便所	S41	18
33	野草園		
34	クロスカントリーコース		

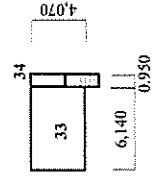
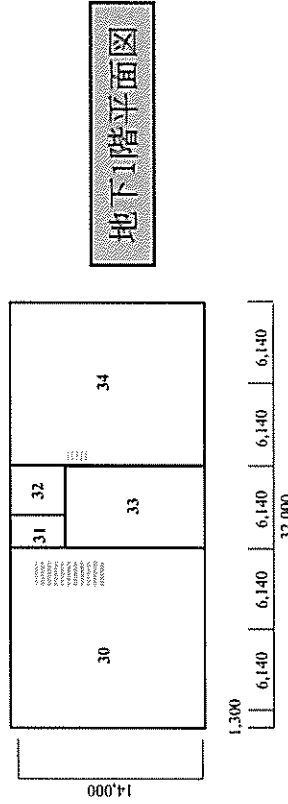


# 【本館】地下～1階



番号	室名	面積(m <sup>2</sup> )
1	会議室	
2	男子便所	
3	湯沸室	
4	倉庫	
5	階段	
6	交換室	
7	女子便所	
8	女子更衣室	
9	男子更衣室	
10	警備員室	
11	医務室	
12	多目的WC	
13	団体打合せ室	
14	廊下	
15	所長室	
16	ピロティ	
17	事務室	
18	エレベーター室	9
19	機械室	10
20	電気室	34
21	浴室(うち浴槽19m <sup>2</sup> )	77
22	脱衣所	30
23	機械室	10
24	脱衣所	34
25	浴槽(うち浴槽20m <sup>2</sup> )	98
26	浴室(バリアフリー)	9
27	便所	25
28	ホール	252
29	階段室(7m <sup>2</sup> ×2)	14

番号	室名	面積(m <sup>2</sup> )
30	車庫	191
31	収納庫	10
32	乾燥室	15
33	洗濯室	66
34	ボイラー室	180
35	作業員控え室	25
36	便所	2







## 【審査基準】

企画提案者より提出された企画提案について、下記の仕様に合わせて審査するものとする。

### (1) 商品について

①清涼飲料水等の選定については、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）協議のうえ決められるよう提案されているか。

②商品の補充は定期的に行い、売り切れがでないように配慮されているか。

○具体的に補充の頻度が示されているか。

加点基準 利用頻度に合わせて、効率的な回収の回数が明記されている場合、3点とする。

○欠品の場合の対応について、どのような対応が示されているか。

加点基準 欠品の申し出を受けた即日対応の場合は、3点とする。

③空き缶等の回収は回収容器が溢れることがないように定期的に行い、空き缶等の再資源化に努めるものとされているか。

○具体的に回収の頻度が示されているか。

加点基準 利用頻度に合わせて、具体的な回収の回数が明記されており、満杯のときに発注者の申し出により即日対応する場合、3点とする。

○空き缶等の再資源化方法及び用途等が示されているか。

加点基準 環境に配慮した再資源化方法が示されている場合、3点とする。

○回収容器がビン、缶、ペットボトルと分かれた回収容器となっているか。

加点基準 缶、ペットボトルの回収容器が分別されている場合、3点とする。

④空き缶等のゴミの最終処理まで責任を持ったものとなっているか。

○空き缶等のゴミの最終処理が不法投棄されずに、回収から最終処理までシステムが確立されている。

### (2) 自動販売機の保守対応

①故障等の対応については、自動販売機設置業者が責任を持って行うようになっているか。

○甲が利用者対応を行わないようになっているか。

加点基準 甲の職員が対応することなく、低学年の利用者でも簡便な方法で対応できるようになっている場合、3点とする。

不可基準 故障等の対応を行わない場合。

②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先が表記されているか。

○利用者が迷わないように見えるところに連絡先が表記されているか。

加点基準 低学年の利用者でも分かるような表示方法を取っている場合、3点とする。

③利用者等の苦情等の問合せについては、誠意ある対応を行い、トラブルの無いように対処しているか。

○苦情等の問合せがあった場合、即日対応を行なえるようになっているのか。

加点基準 苦情対応が即日対応の場合、3点とする。

○当日対応が難しい場合は、利用者と直接対応を行い、問題の解決にかかっているか。

加点基準 利用者の負担とならない対応となっている場合、3点とする。

(3) 自動販売機について

①環境に配慮した自動販売機となっているか。

加点基準 具体的に消費電力の削減が明記されており、機器が小スペースなものである場合、3点とする。

②消費電力が小さいものとなっているか。

加点基準 利用者の少ない時間帯若しくは夜間は自動的に自動販売機の表示部分の照明が消灯する場合等で節電が図れているときは、3点とする。

③転倒防止等の措置を行なっているか。

加点基準 災害対策対応機器となっている場合、3点とする。

(4) 清涼飲料水等の料金

①料金設定については、通常販売価格より安価となっているか。

加点基準 販売予定商品すべてが通常販売価格より安価な場合、3点とする。

(5) 手数料

①基本手数料及び販売手数料を甲に納めることとなっているか。

②基本手数料については、消費電力量に電気料金単価を乗じたものに見あった金額となっているか。

③販売手数料(変動)については、売上に対する料率の提案がされているか。

加点基準 1本の売上に対しての販売手数料の料率設定が高い者順に加点する。  
1番高い料率を提案した者は、20点とする。  
2番目に高い料率を提案した者は、15点とする。  
3番目に高い料率を提案した者は、10点とする。

(6) 自動販売機のデザイン

①青少年施設に相応しいデザインや色合いとなっているか。

加点基準 野外に設置する自動販売機については、自然に合わせた色合いとなっている場合は、3点とする。

不可基準 青少年の教育上、著しく不適切なデザインとなっている場合。

(7) 売上げ報告

①毎月、期限までに売上げを報告する仕組みとなっているか。

(8) その他

①増設の要望に対応できるか。

②温かい飲料水の補充期限が守られているか。

③アイシング用の氷の提供等について具体的な提案がなされているか。

④牛乳の提供等について具体的な提案がなされているか。

⑤カップ麺やお菓子等提供等について具体的な提案がなされているか。

⑥その他、各地方施設に合わせた企画提案がだされているか。

加点基準 各地方施設の実情と地域性に合わせた企画提案が出されている場合は、3点とする。

(別紙)

## 月別利用見込・実績利用者数一覧

	30年度 (見込み)	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
4月	11,000	14,650	9,683	10,319	25,902	22,680	23,202
5月	12,000	12,452	12,433	258	18,563	22,369	23,646
6月	7,500	8,107	6,188	113	9,489	14,090	12,729
7月	11,000	12,431	9,722	365	13,979	15,593	15,565
8月	19,000	21,011	18,150	177	25,705	25,452	25,476
9月	8,000	9,482	6,409	0	12,343	14,431	17,194
10月	8,000	5,704	6,912	198	7,636	6,271	9,971
11月	4,000	3,904	3,573	3,785	4,796	7,388	5,787
12月	3,500	4,964	4,506	3,417	4,200	5,921	6,174
1月	3,500		3,133	2,009	4,503	3,185	4,992
2月	4,000		4,437	3,200	6,096	5,174	4,250
3月	8,500		8,039	6,413	9,659	8,863	9,816
合計	100,000	92,705	93,185	30,254	142,871	151,417	158,802



